

第12章 異議・審判

第1 審判制度総論

1 意義

特許法における「審判」とは、特許に関する処分に対する不服申立て、又は無効審判に対する防御手段として明細書等の訂正の当否を判断するための、特許庁における手続

2 趣旨

- ・瑕疵ある査定に対しては不服申立ての手続が保障
- ・行政法の原則からすると、不服申立ては、行政不服審査法により行政庁に対する不服申立て、又は行政事件訴訟法による取消訴訟が可能
- ・もっとも、特許に関する処分については技術性・専門性が必要であり、しかも対世的効力を有するため、通常の行政処分と同じ手続では適正な審理が困難
- ・そこで、特許法では、不服申立手段として審判制度を設けるとともに、行政不服審査法上の不服申立てを制限し（195の4）、審判を経由しなければ取消訴訟を提起できないこととした（178VI） 短 H29-1-5

3 審判の種類

(1) 査定系審判

ア 拒絶査定不服審判（121）

瑕疵ある拒絶査定に対する不服申立手続

イ 訂正審判（126）

特許査定・登録により成立した特許権の内容を設定時に遡って変更する手続

(2) 当事者系審判

ア 無効審判 (123)

瑕疵ある特許を無効にすることを目的として特許庁において行われる手続

イ 延長登録無効審判 (125の2)

4 審判の開始

(1) 審判請求書を特許庁長官に提出 (131Ⅰ)

(2) 審判請求書の記載事項

- ・当事者、代理人の表示 (同①)
- ・審判事件の表示 (同②)
- ・請求の趣旨、請求の理由の表示 (同③)

青 審判官は請求の趣旨に記載されていない範囲の審決は不可

- ✓ • 請求の趣旨
自己が審判を請求する趣旨を簡潔、かつ、明確に表示する
• 請求の理由
請求の根拠となる理由・事実を具体的に記載する

5 実体審理

(1) 審理主体

3名又は5名の審判官の合議体 (136Ⅰ) 短 R1-7-□

(2) 審理対象

ア 拒絶査定不服審判

拒絶査定の結論の妥当性 (拒絶理由の存否)

イ 訂正審判

訂正要件の具備・不具備

ウ 無効審判、延長登録無効審判

無効理由の存否

- ✓ 補正ができる程度の瑕疵 短 R7-1-1、R5-11-1
審判請求書の記載要件違反 (133Ⅰ)、手続能力なし (同Ⅱ①)、方式違反 (同②)、手数料不納 (同③)

- ✓ 補正ができない程度の瑕疵
ex. 請求期間を徒過して審判を請求、提出期間を徒過して答弁書を提出

(3) 審理の終結

審決をするのに熟したときなどは、審理終結通知をする (156Ⅰ・

II) 短 R1-12-2

* 「審決をするのに熟したとき」とは、審理に必要な事実を全て参照し、取り調べるべき証拠を全て調べて、結論を出せる状態に達した状態

第3 前置審査

1 意義

拒絶査定不服審判の請求と同時に明細書等の補正があったとき、審判官の審理に先立って原則として原査定をした審査官に再審査させる制度
 (162) 短 H29-10-1

2 **青** 趣旨

- ・拒絶査定不服審判で拒絶査定が覆る出願の大部分が拒絶査定後に補正をした出願であるのが実情
- ・従来、拒絶査定不服拒絶査定は、審判官が全て審理していたが、審判官は、出願内容の理解から取り組む必要があり、審判事件の処理に長時間を要していたが、補正がされた場合は、もとの審査官が見ればすぐに特許してよい場合がある
- ・補正がされた場合、もとの審査官に再審査をさせれば、もとの審査官の有する出願に関する知識を活用し、出願内容の理解やサーチ時間を節約でき、事件を簡易迅速に処理することができる
- ・そこで、前置審査により、審判官の処理事件数を減らし、審判の促進を図ることとした

3 適用要件 (162)

拒絶査定不服審判請求と同時に明細書等の補正がされたこと 短 R6-1-1、
 R5-1-1-□、R3-16-ホ、R1-1-□、H30-10-1

4 審査

(1) 方式審査

主体は特許庁長官 (17 III、18 I、18の2) 短 H27-1-1、H24-57-□、H23-26-△、
 H18-19-□

(2) 実体審査

ア 審査主体

審査官 (162) 短 R6-18-1、R5-1-△、R2-3-1

イ 審査対象

拒絶査定不服審判と同じ 短 R5-1-△

∴ 「その請求」 (162) は拒絶査定不服審判の請求

ウ 審査内容 短 H24 I

(ア) 基本的に審査、拒絶査定不服審判と同じ 短 R4-8-△、H24-28-5、H23-26-1
 /ホ、H18-19-△

∴ 163条で審査の規定を読み替える（拒絶査定不服審判の159と同じ） 短 R5-8-4、R4-8-□、H28-19-2

- (イ) 拒絶理由が解消した場合、拒絶査定を取り消した上で、特許査定をする（164 I、163III、準51） 短 R6-18-□、R5-8-2、H26-24-△
- (ウ) 特許査定をする場合以外、補正却下決定不可（164 II） 短 R7-17-△、H25-50-△、H19-39-△、H18-19-△、R7-17-△
- ∴ 青 補正却下は、出願拒絶と結びつくべきものである
- ∴ 青 補正却下後に特許審決となつては不合理なため、特許査定の場合のみ可
- (エ) 特許査定をする場合以外、査定をせず、審査結果を特許庁長官に報告（同III） 短 R4-8-△、H30-10-5、H29-10-□-△、H27-14-2、H24-28-2、H22-60-2、H18-19-△
- ∴ 青 拒絶査定をすると請求人は再度審判請求をする必要があり過度の負担
- ∴ 青 特許査定しない理由を簡潔に説明させ、審判官の審理の参考にする

エ 審査の流れ 短 R5-8-1、H28-19-3



5 審査の終了

特許査定、長官報告、審判請求の取下げ、出願の取下げ、出願の放棄

* 報告を受けた長官は審判官を選任し（137 I）、拒絶査定不服審判に係属

拒絶査定なし

6 審決の確定範囲

審判事件ごとに確定（167の2本文）